

避難促進施設の種類

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号では、市町村防災会議が避難促進施設として市町村地域防災計画に名称等を定めることができる施設を以下のとおり定めている。

- (1) 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの
 - (2) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの
- 施行令第1条では、(1)、(2)について、具体的な施設の種類を定めている。

避難促進施設の分類(案)

グループ		施設例	番号
(1) 集客施設	交通関係施設	ロープウェイの停留場、鉄道駅、バスターミナル 等	①
	宿泊施設	ホテル、旅館、山小屋 等	②
	利用者が主に屋外で活動することが想定される施設	キャンプ場、スキー場、植物園、動物園 等	③
	その他、利用者が比較的短時間滞在する施設	観光案内所、休憩施設、飲食店、物品販売業を営む店舗(土産屋等) 等	④
(2) 要配慮者 利用施設	医療機関	病院、診療所 等	⑤
	医療機関以外の要配慮者利用施設	保育園、幼稚園、小学校、中学校、老人福祉施設、障害者支援施設 等	⑥

火山周辺の施設の類型化と留意点(案)

施設の分類 留意点		グループ① (交通関係施設)	グループ② (宿泊施設)	グループ③ (利用者が主に屋外で活動することが想定される施設)	グループ④ (その他、利用者が比較的短時間滞在する施設)	グループ⑤ (医療機関)	グループ⑥ (医療機関以外の要配慮者利用施設)
		情報伝達	屋外を含む利用者への情報伝達			○	
施設周辺にいる者への情報伝達	○		○		○		
帰宅支援に関する情報提供	○		○	○	○		
避難	屋外での緊急退避			○			
	屋内施設での滞在支援		○			○	○
	夜間の避難対応		○			○	○
	避難行動要支援者への対応	○				○	○
	外国人への対応	○	○	○	○		
	福祉避難所への避難					○	○
	他の医療機関への避難					○	